

事業種目	事業内容	支援事業の内容	実施基準	事業実施主体
1 CO2の削減に向けた取り組み	○ 地球温暖化対策につながる、農業分野での脱炭素化を進めるために必要な機械、設備等の整備に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4パーミル・イニシアチブへの取り組みに必要な機器（無煙炭化器、電動ハサミ等） ・ 温室用ヒートポンプ ・ バイオマス堆肥化装置 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益農家3戸以上 ・ 受益面積30a以上 ・ 事業費500千円以上（4パーミル・イニシアチブの取り組みは除く） ・ 1事業当たりの補助上限額は、10,000千円とする。 ・ 国補事業等が導入できる場合は、国補事業等を優先する。 ・ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。 	<p>農業協同組合</p> <p>農業者等の組織する団体</p> <p>新規就農者及び指導農業者等が組織する農業者集団</p>
2 気候変動への対応に向けた取り組み	○ 気候変動の影響に対応するために必要な機械、設備等の整備に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブドウ雨よけ施設 ・ モモせん孔細菌病対策用防風ネット ・ ハウス内の高温対策設備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体が、国若しくは地方公共団体からの補助金、又は本事業以外の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象事業費を本事業の対象外経費とする。 ・ 機械付属品、付帯施設、及び施設の備品類については、機械導入目的、施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。 	<p>農業法人</p> <p>その他知事が適当と認める団体等</p>
3 スマート農業の導入に向けた取り組み	○ スマート農業等を導入し農業生産の効率化・低コスト化、農産物の高付加価値化・高品質化を進めるために必要な機械、設備等の整備に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象観測システム・複合環境制御装置 ・ 直売所用IoTカメラ ・ ラジコン草刈り機 ・ 農作物盗難防止装置 ・ 農業散布用等のドローン <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費、汎用性の高い機械（トラクター、バックホー、運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー等）、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は補助の対象としないものとする。 ・ 国の共済制度（又は民間の建物共済や損害補償保険、動産総合保険等）に加入できる施設・機械等を整備する場合は、事業完了後、遅滞なく加入するものとする。 	
4 その他知事が必要と認める取り組み	○ 上記とは別の知事が必要と認める経費		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他知事が必要と認める取り組みについては別途定めることとする。 	